(令和元年12月26日理事会決定)

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、旭川テニス協会(以下「協会」という。)が保有する各種情報を、旭川テニス協会員(以下「協会員」という。)に公開し、もって協会の諸活動の協会員への説明責任を果すとともに、公正な協会運営の推進に資することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この規程において「保有情報」とは、役員等において保有する紙媒体及び電磁的記録の各種情報をいう。
- 2 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に 含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることと なるものを含む。)をいう。
- 3 この規程において「役員等」とは、協会役員並びに事務局及び各委員会の構成員をいう。 (開示請求権)
- 第3条 協会員は、この規程の定めるところにより、旭川テニス協会会長(以下「会長」という。)に対し、役員等の保有する保有情報の開示を請求することができる。 (開示請求の手続)
- 第4条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)を行おうとする者は、 保有情報開示請求書(別紙様式)を会長に提出するものとする。 (保有情報の開示義務)
- 第5条 会長は、保有情報の開示請求があったときは、開示請求に係る保有情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有情報を開示しなければならない。
 - (1)個人情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、役員等の職務遂行に係る保有情報に含まれる氏名及び職名並びに収支決算関係書類に係る個人名は除く。
 - (2)公にすることにより、協会又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - (3)協会の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する保有情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
 - (4)契約,交渉又は争訟に係る事務に関し、協会の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのあるもの

(部分開示)

(開示の実施)

- 第6条 会長は、開示請求に係る保有情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 第7条 保有情報の開示は、原則として紙媒体については閲覧より、電磁的記録については 紙媒体に出力したものの閲覧により行う。

第2章 手続等

(受付)

第8条 保有情報の開示請求については、協会事務局において郵送、メール等により受け付ける。

(開示等の検討)

- 第9条 会長は、保有情報の開示、不開示等(以下「開示等」という。)を検討するに当たっては、当該情報を保有する役員等に意見を求めることができる。
- 2 前項により意見を求められた役員等は、検討結果を会長に報告する。なお、検討に当たって必要がある場合は、事務局にあっては理事長と、各委員会にあっては当該本部長と協議する。

(開示等の決定)

第10条 会長は、役員等からの検討結果等を判断材料とし、理事長に意見を求めるなどして開示等の決定を行うものとする。

(開示等の実施)

第11条 開示請求のあった保有情報の開示又は不開示の実施は,事務局長が開示の請求者 に対し実施する。

(費用の徴収)

第12条 開示に係る費用として,電磁的記録の閲覧等の場合には,印刷料としてA4一枚につき10円を開示請求者から徴収する。

第3章 雑則

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、保有情報の公開の実施に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

この規程は、令和元年12月26日から実施する。

別紙様式(第4条関係)

旭川テニス協会会長 あて

氏 名

住 所

保有情報開示請求書

令和 年 月 日 連絡先電話番号: ()

メールアドレス:

旭川テニス協会の保有する情報の公開に関する規程第3条の規定に基づき、下記のとおり 保有情報の開示を請求します。

記

1 請求する保有情報の名称等

(請求する保有情報が特定できるよう、保有情報の名称、請求する文書の内容をできるだけ具体 的に記載してください。)

2 開示の実施の方法等

- 1. 〈実施の方法〉 ① 紙媒体の閲覧 ② 電磁的記録の紙媒体に出力したものの閲覧
- 2. 〈実施の希望日〉 令和 年 月 日